

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証、限度額認定証等の発行の事務を行う。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格記録の管理 ②被保険者証及び限度額認定証等発行事務 ③申請書や届出に関する確認 ④保険料賦課管理・収納管理に必要な要件の情報確認
③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条8号及び別表第二 80、83の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第43条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条8号及び別表第二 82の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 保険年金係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康づくり推進課 国保年金係	住民生活課 保険年金係	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康づくり推進課長	住民生活課長	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	健康づくり推進課国保年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	住民生活課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	住民生活課 保険年金係	住民保険課 保険年金係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	住民生活課長	住民保険課長	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	住民生活課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	住民保険課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和2年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証等の発行の事務を行う。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証、限度額認定証等の発行の事務を行う。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格記録の管理 ②被保険者証及び限度額認定証等発行事務 ③申請書や届出に関する確認 ④保険料賦課管理・収納管理に必要な要件の情報確認	事後	
令和2年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名	・後期高齢 ・熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	・後期高齢者医療システム ・熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム	事後	
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	1. 番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の80、82、83の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 43条	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1対象人数	選択肢 2)	選択肢 3)	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1対象人数 基準日	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数 基準日	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	住民生活課 保険年金係	健康保険課 保険年金係	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	住民生活課長	健康保険課長	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	住民生活課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	健康保険課保険年金係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事前	部署編成に伴い
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	番号法第9条第1項 別表第一 59の項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の80、82、83の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 43条	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条8号及び別表第二 80、83の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第43条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条8号及び別表第二 82の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第43条の2の2	事後	法令上の根拠の追加、および文言の修正
令和5年4月3日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更